

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ① 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境要件等に関し、複数の取組を行っていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

③の「見える化」要件とは、介護サービス情報公表制度や各事業所のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における特定加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する取組内容を以下の通り開示します。

### 職場環境要件の項目の開示

#### ●資質の向上

- ・より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対して、研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。

#### ●労働環境・処遇の改善

- ・有給休暇取得推進を積極的に行っている。
- ・中間浴槽や電動ベッドを導入して、介護職員の腰痛対策を行っている。
- ・毎朝ミーティングを開き情報共有を徹底している。
- ・事故防止委員会等の運営や、マニュアルの整備を行っている。
- ・年次健康診断の実施、また職員休憩室を確保している。

#### ●その他

- ・非正規職員から正規職員への転換を奨励している。

### 当法人の特定加算の取得状況

特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム鈴蘭台荘

介護職員処遇改善加算・・・Ⅲ

介護職員等特定処遇改善加算・・・Ⅰ